令和5年4月1日制 定

### 第1 趣旨

この要領は、工事に係る入札において、入札参加者に入札保証金の納付等を求める場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

- 1 この要領において「工事」とは、広島県水道広域連合企業団(以下「企業団」という。)の発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- 2 この要領において「入札保証金の納付等」とは、入札保証金の納付、入札保証金に 代わる担保の提供又は入札保証金の免除の対象となることを証する書類の提出をい う。
- 3 この要領において「銀行等」とは、銀行又は企業団が確実と認める金融機関 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195 号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信 用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中 央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同 組合又はその他の貯金の受入れを行う組合)をいう。
- 4 この要領において「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社(公共工事の 前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保 証事業会社をいう。)をいう。
- 5 この要領において「指定金融機関等」とは、指定金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行を除く収納代理金融機関をいう。

#### 第3 対象工事

入札保証金の納付等の対象となる工事は次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける工事
- (2)請負対象設計金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が5億円以上の工事((1)の工事を除く。)

#### 第4 周知方法

企業団は、入札保証金の納付等を求める場合は、入札公告において納付方法等について明らかにするものとする。

# 第5 入札保証金の納付等

企業団は、入札参加者に対して、その見積る入札金額(入札参加者が消費税法(昭和63年法律第108号)に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、次の(1)に掲げる担保の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとして取扱うものとし、(2)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合
  - ア 有価証券等の提供
  - イ 銀行等の保証
- (2) 入札保証金の納付が免除となる場合
  - ア 保険会社と企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
  - イ 金融機関等と契約保証の予約を行った場合
- 2 入札参加者は、入札公告で指定する期限までに、入札保証に関する提出書(別記様式第1号)に、次表の左の欄に掲げる区分に応じて同表右の欄の書類を添付して提出 しなければならない。なお、入札保証金の納付等は一の入札において次表に掲げるい ずれか一つの区分によるものとし、2つ以上の区分を同時に選択できない。

区分	提出書類
入札保証金の納付	指定金融機関等の領収印のある納入通知書(領収証書)の写し
有価証券等の提供	利付国債及び納記
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
入札保証保険契約	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券
契約保証の予約	金融機関等が交付する契約保証の予約証書

- 3 入札保証金の納付等は、入札書提出期限までに行わなければならない。ただし、第 3 (1)に該当する工事の場合は、入札に参加する資格の確認結果の通知を受けた日 から入札書提出期限(郵送等の場合は、郵送等による入札を行う場合の入札書の到達 期限内に必着)までに入札保証金の納付等を行うものとする。
- 4 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は提出書類の提出がない者は、入札 に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- 第6 入札保証金の納付等に係る具体的な取扱い
  - 1 書類提出時の取扱い

- (1) 入札保証金についての取扱い
  - ア 納付する入札保証金の額は、その見積る入札金額の100分の5以上でなければ ならない。
  - イ 入札参加者は、入札保証に関する提出書等の提出期間の末日から7日(広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例第2条第1項の休日を除く。)前までに、納記(広島県水道広域連合企業団会計規程(以下「会計規程」という。)別記様式第36号の4)(以下「納記」という。)を企業団に提出するものとする。
  - ウ 企業団は、イの書類の提出を受けた時は、納入通知書により入札参加者に入札 保証金の納入の通知を行うものとする。
  - エ 入札参加者は、納入通知書により指定金融機関等に入札保証金を払込み、入札 保証に関する提出書及び指定金融機関等の領収印のある納入通知書(領収証書) の写しを企業団に提出するものとする。
  - オエの書類は次の要件を満たすこと。
    - (ア) 入札保証に関する提出書に入札参加者の記名及び押印がされていること。
    - (イ)入札保証に関する提出書に記載された工事名が入札公告に記載の工事名と 同一であること。
    - (ウ) 入札保証に関する提出書における入札保証の区分が入札保証金となっていること。
  - カ 企業団は、入札保証に関する提出書及び納入通知書(領収証書)の写しを保管 するものとする。
- (2) 有価証券等についての取扱い
  - ア 有価証券等は、当面、利付国債に限るものとし、額面総額が入札参加者が見積 る入札金額の100分の5以上のものでなければならない。
  - イ 入札参加者は、入札保証に関する提出書、利付国債を提供することを記した納 記及び利付国債を企業団に提出するものとする。
  - ウイの書類は次の要件を満たすこと。
    - (ア) 入札保証に関する提出書に入札参加者の記名及び押印がされていること。
    - (イ)入札保証に関する提出書に記載された工事名が入札公告に記載の工事名と 同一であること。
    - (ウ)入札保証に関する提出書における入札保証の区分が利付国債となっている こと。
  - エ 企業団は、提出された納記により利付国債の受入を行い、納記に領収印を押 印して入札参加者に交付するものとする。
  - オ 企業団は、入札保証に関する提出書及び領収印を押印後の納記の写しを保管 するものとする。
- (3)銀行等の保証についての取扱い

- ア 銀行等の保証は、保証金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上でなければならない。
- イ 入札参加者は、入札保証に関する提出書及び銀行等の保証書を企業団に提出するものとする。
- ウイの書類は次の要件を満たすこと。
- (ア) 入札保証に関する提出書に入札参加者の記名及び押印がされていること。
- (イ)入札保証に関する提出書に記載された工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ウ)入札保証に関する提出書における入札保証の区分が銀行等の保証となっていること。
- (エ) 保証人が銀行等であること。
- (オ) 保証書に落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する旨の記載があること。
- (カ) 保証書の名宛人が契約担当職員であること。
- (キ) 保証委託者が入札参加者であること。
- (ク) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ケ) 保証期間が、書類の提出日から企業団が指定した日までを含むものであること。
- (コ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- (サ)銀行等の押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- エ 企業団は、入札保証に関する提出書及び保証書を保管するものとする。
- (4) 入札保証保険についての取扱い
  - ア 入札保証保険契約は、保険金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上でなければならない。
  - イ 入札参加者は、入札保証に関する提出書及び入札保証保険契約に係る証券を企業団に提出するものとする。
  - ウイの書類は次の要件を満たすこと。
  - (ア) 入札保証に関する提出書に入札参加者の記名及び押印がされていること。
  - (イ)入札保証に関する提出書に記載された工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
  - (ウ)入札保証に関する提出書における入札保証の区分が入札保証保険となっていること。
  - (エ)保険証券に入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載した ところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
  - (オ)入札保証保険の被保険者が契約担当職員であること。

- (カ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (キ)保険契約に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ク) 保険期間が、書類の提出日から企業団が指定した日までを含むものであること。
- (ケ) 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。) があること。
- エ 企業団は、入札保証に関する提出書及び入札保証保険契約に係る証券を保管するものとする。
- (5) 契約保証の予約についての取扱い
  - ア 契約保証の予約は、契約保証の予約に係る契約希望金額が入札参加者が見積る 入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上でなければならない。た だし、低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で 入札をした者についての保証金額は、入札金額の100分の30以上でなければ ならない。
  - イ 入札参加者は、入札保証に関する提出書及び契約保証の予約証書を企業団に提 出するものとする。
    - ウイの書類は次の要件を満たすこと。
    - (ア) 入札保証に関する提出書に入札参加者の記名及び押印がされていること。
    - (イ)入札保証に関する提出書に記載された工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
    - (ウ)入札保証に関する提出書における入札保証の区分が契約保証予約となっていること。
    - (エ) 契約保証の予約を行う者が金融機関等であること。
    - (オ)金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について 契約保証の予約を行った旨の記載があること。
    - (カ) 契約保証予約の名宛人が契約担当職員であること。
    - (キ) 予約契約者が入札参加者であること。
    - (ク) 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
    - (ケ) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
    - (コ) 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
  - (サ) 金融機関等の押印(印刷済みのものを含む。) があること。
  - エ 企業団は、入札保証に関する提出書及び契約保証の予約証書を保管するものと する。
- (6) 入札保証金の金額等の変更の取扱いについて 既に納付した入札保証金の金額等(有価証券等の額面総額、銀行等の保証金

額、及び入札保証保険の保険金額を含む。)又は契約保証の予約に係る契約希望 金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。ただし、企業団が契約保証 の予約に係る保証金額の増額を求めた場合を除く。

#### 2 保証期間不足時の取扱い

企業団は、銀行等の保証に係る保証期間が契約を締結する見込みの期日(以下「契約締結見込日」という。)を含まなくなるときは、入札参加者に対して(落札者が決定している場合は落札者に対して)、保証期間を当該変更保証書の提出日から企業団が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長する旨の銀行等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

- (1) 企業団は、入札参加者(落札者が決定している場合は落札者)から変更保証 書の提出を受けたときは、次の事項について確認するものとする。
  - ア 保証人が保証書に記載された銀行等であること。
  - イ 名宛人が契約担当職員であること。
  - ウ 保証委託者が入札参加者であること。
  - エ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
  - オ 保証期間を変更する旨の記載があること。
  - カ 変更後の保証期間に変更保証書の提出日から新たな契約締結見込日まで が含まれていること。
  - キ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。
  - ク 銀行等の押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- (2) 企業団は、アの変更保証書を入札関係書類に綴っておくものとする。
- 3 入札執行後の取扱い

納付された入札保証金若しくは提供された入札保証金に代わる担保としての利付国 債又は銀行等の保証に係る保証書の還付等に係る取扱いは次のとおりとする。

#### (1) 環付等の時期

- ア 落札者の入札保証金等は、落札者が企業団契約規程第4条第1項の規定により 契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第2項の規定により契約保証 金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第1項ただし書の 規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の 履行に着手した際に還付するものとする。
- イ 入札を無効とされた者及び入札を行わなかった者の入札保証金等は、開札後に 還付等を行うものとする。
- ウ 落札者以外の者(入札を無効とされた者及び入札を行わなかった者を除く。) の入札保証金等は、落札決定後に還付等を行うものとする。

## (2) 入札保証金についての取扱い

ア 前号ア、イ又はウに該当する者(以下「還付対象者」という。)は、企業団に 払戻請求書(別記様式第2号)を提出するものとする。

イ 企業団は、払戻請求書の提出を受けたときは、入札保証金の払出しを行うもの とする。

ウ 企業団は、払戻請求書の写しを入札関係書類に綴っておくものとする。

# (3) 有価証券等についての取扱い

ア 還付対象者は、利付国債を提供したときに交付された納記(領収印が押印されたもの。)を提出するものとする。

イ 企業団は、納記により利付国債の払出しを行うものとする。

#### (4)銀行等の保証についての取扱い

ア 企業団は、銀行等の保証に係る保証書(変更保証書がある場合は、変更保証書を含む。)を還付対象者(保証委託者)を経由して銀行等に返還するものとする。なお、保証書を交付する際には落札者以外の者から保証書に係る受領書(別記様式第3号)を提出させるものとする。

イ 企業団は、保証書に係る領収書及び保証書の写しを入札関係書類に綴ってお くものとする。

### (5) 入札保証保険についての取扱い

企業団は、入札保証保険に係る証券を落札決定後(落札者に係る証券について は契約締結後)においても、そのまま保管するものとする。

(6) 契約保証予約についての取扱い

企業団は、契約保証の予約証書を落札決定後(落札者に係る証書については契 約締結後)においても、そのまま保管するものとする。

4 入札保証金の納付がない場合又は書類に不備がある場合の取扱い

入札保証金の未納付等又は書類に不備があるものとして次表各項に掲げる場合に該 当するときは、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

ただし、次表第2項第4号又は第5号に該当する場合であって軽微な誤記である場合は、入札参加者に注意を行った上で無効としないことができる。

なお、書類の確認は開札後に行うものとする。

1 未納付であると認め られる場合(未納付で あると同視できる場合	(1)	期限までに入札保証金の納付等がない場合 (期限までに入札保証に関する提出書類及び必 要な添付書類の提出がない場合を含む。)
を含む。)	(2)	入札保証金等の額が不足している場合 (入札保証金の金額等(国債の額面総額、銀行 等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に 係る保険金額を含む。)が入札金額の100分 の5に満たない場合又は契約保証の予約の契

		約希望金額が入札金額に満たない場合若しく
		は保証金額が入札金額の100分の10に満たな
		い場合)
	(3)	契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行
		わなかった場合
		(建設工事における企業団低入札価格調査制
		度事務取扱要綱第7条第1項に定める調査の
		対象となった者が、別途定める期限までに、
		契約保証の予約に係る保証金額が入札金額
		(税込み)の 100 分の 30 以上となるよう、金
		融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の
		増額変更を行わなかった場合)
	(4)	他の工事の入札保証金である場合
	(5)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に不備があると	(1)	押印されていない場合
認められる場合	(2)	入札保証(保険)金の記載が全くない場合
	(3)	記載内容を満たしていない場合
	(4)	発注者名に誤りがある場合
	(5)	工事名に誤りがある場合
	(6)	納付業者名に誤りがある場合
3 その他未納付又は書類に	こ不備があ	つると認められる場合

#### 5 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

(1)入札保証金についての取扱い

企業団は、落札者の納付した入札保証金を、企業団に帰属させるものとする。

(2) 有価証券等についての取扱い

企業団は、落札者が提供した有価証券等を、企業団に帰属させるものとする。

(3)銀行等の保証についての取扱い

企業団は、保証契約の定めにより保証金請求書(保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあっては当該様式、それ以外の場合は別記様式第4号)及び保証書の写しを銀行等に提出するとともに、納入通知書(企業団会計規程別記様式第6号)を提出し、保証金を請求するものとする。企業団は、保証金の納付を確認後、保証書を銀行等に提出するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

企業団は、保険契約の定めにより保険金請求書(保険契約等で請求書の様式が指定されているものにあっては当該様式、それ以外の場合は別記様式第4号)及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出するとともに、納入通知書を提出し、保険金を請求するものとする。

6 入札に関し不正行為があった場合の取扱い

企業団は、入札に関し不正の行為があったときは当該入札参加者が納付した入札保 証金又は入札保証金に代わる担保として提供を受けた利付国債を企業団に帰属させる ものとする。

7 契約保証金への振替時の取扱い

企業団は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札 保証金に代わる担保としての利付国債(以下「入札保証金又は利付国債」という。) を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての利付国債(以下「契約保証金等」 という。)の一部に振替えることができる。この場合においては、契約保証金等の金 額から入札保証金又は利付国債の額を控除した額を落札者に納付させるものとする。

なお、入札保証金に代わる担保が銀行等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の一部に振替えることはできない。また、入札保証保険及び契約保証の予約についても同様とする。

8 秘密の保持

企業団は、入札保証金の納付等及びこれに関する書類について、秘密の保持に十分 留意しなければならない。

9 その他

入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の 例による。
- 3 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水 道事務所が行う建設工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号)第5条第3項に規定する地方機関(広島水道事務所を除く。)が行う工事に係る入札については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体(広島県を除く。)の要領等をこの要領とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

# 入札保証に関する提出書

平成 年 月 日

印

様

住 所 商号又は名称 (共同企業体の名称)

代表者氏名

(共同企業体の代表者名)

次のとおり入札保証の関係書類を提出します。

工 事 名	
入札保証の区分	<ul><li>・入札保証金 ・利付国債 ・銀行等の保証</li><li>・入札保証保険 ・契約保証予約</li></ul>

(注)

- 1 入札保証の区分は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 選択した区分に応じて次の書類を提出すること。

入札保証金・・・・・指定金融機関等の領収印のある納入通知書(領収証書)(写し)

利付国債・・・・・・利付国債及び納記

銀行等の保証・・・・・銀行等の保証に係る保証書 入札保証保険・・・・・入札保証保険契約に係る証券

契約保証予約・・・・契約保証の予約証書

	払戻	請求	書	
			平成	年 月 日
	_様			
	住 所商号又は名称 (共同企業体の名称 代表者氏) (共同企業体の代表者名	: ) 名		印
¥	注1 ) <sup>注2</sup>	注3	注3	
ただし、	<i>+</i> Æ ≅⊤		入札 契約	として
証券名称 回・記号・番号	有価証	券の内額面	利札	- 摘要 合計額
金融機関名( 口座名義( 預金種目( □ 普通 口座番号(	振 込 先 )	預 金 口 店舗名( □ その他		) )

注1:現金で納めている場合にその額を記載すること。

注2:有価証券で納めている場合に券面額を記載すること。

注3:不要文字を消去すること。

注4:有価証券で納めている場合に内訳を記載すること。 注5:現金で納めている場合に、振込先口座を記載すること。

# 保証書に係る受領書

平成 年 月 日

様

住 所 商号又は名称 (共同企業体の名称) 代表者氏名

(共同企業体の代表者名)

印

次の工事の入札に係る保証書(変更保証書がある場合には変更保証書を含む。)を受領しましたので、金融機関等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等について一切の責任を 負うことを約します。

エ	事	名	
エ	事場	所	
開	札	日	

# 保証金 (保険金) 請求書

平成 年 月 日

(金融機関等又は保険会社) 様

住所

氏名 印

次の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の 定めにより次のとおり保証金(保険金)を請求します。

なお、支払方法等については、別途納入通知書を送付しますので、これに従ってください。

請求金額	金	円	
落札者			
工事名			
証 券 番 号			